

# 一般廃棄物収集運搬業許可証

平成22年3月10日

横浜市中区山下町106  
武松商事株式会社  
代表取締役 武松 ひで 様

山北町長 瀬戸 孝 夫



先に申請のあった一般廃棄物収集運搬業許可について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

許可番号	第 2223-17 号
許可の区分	収集・運搬
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（ごみ）
許可の区域	山北町内
許可期間	平成22年4月1日から平成24年3月31日まで
許可条件	1 町が収集運搬を行っていない一般廃棄物に限る 2 足柄西部環境センターに搬入する場合、搬入許可を得ること 3 自己処理又は他に処理を委託する場合は、事前に町と協議すること 4 運搬車両は専用許可車両を用いること 5 事故発生の際は、速やかに報告し自らの責任において処理すること 6 その他疑義が生じた場合、町の指示に従うこと 7 許可条件誓約事項に違反した場合、許可の取り消しをすることがある